

第 1 号議案

令 和 7 年 度

吉田町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度吉田町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度吉田町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ423,757千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,297,615千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年1月19日提出

吉田町長 田 村 典 彦

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		1,007,518	177,206	1,184,724
	1 地方交付税	1,007,518	177,206	1,184,724
14 国庫支出金		1,884,298	194,251	2,078,549
	2 国庫補助金	661,583	194,251	855,834
21 町債		1,030,200	52,300	1,082,500
	1 町債	1,030,200	52,300	1,082,500
歳 入 合 計		16,873,858	423,757	17,297,615

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,937,888	1,848	2,939,736
	3 戸籍住民基本台帳費	114,297	1,848	116,145
3 民生費		4,317,714	91,267	4,408,981
	2 児童福祉費	2,555,567	91,267	2,646,834
4 衛生費		2,193,812	136,091	2,329,903
	1 保健衛生費	2,193,812	136,091	2,329,903
8 土木費		1,656,002	74,804	1,730,806
	3 河川費	253,348	74,804	328,152
10 教育費		1,343,490	7,227	1,350,717
	5 保健体育費	251,265	7,227	258,492
13 諸支出金		1,984,115	112,520	2,096,635
	2 基金費	1,984,113	112,520	2,096,633
歳 出 合 計		16,873,858	423,757	17,297,615

第2表 繰 越 明 許 費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳事務費	1, 848
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業費	1, 011
4 衛生費	1 保健衛生費	環境保全費	143, 791
8 土木費	2 道路橋梁費	吉田町内道路舗装修繕事業費	46, 991
8 土木費	3 河川費	大幡川改修事業費	80, 950
合計			274, 591

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
吉田町内道路舗装修繕事業 (国補正分)	千円 23,900	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機関資金につい て利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の利 率)	政府から借り入れる場合は、その 融資条件により、銀行その他から借 り入れる場合は、据置期間を含めて 30年以内に元利均等又は元金均等若 しくは元金不均等の方法をもって年 賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上 償還し、償還期限を短縮し、又は借 換することができる。償還財源は、 一般歳入若しくはその他の収入をも って支弁する。
大幡川改修事業 (国補正分)	55,900	"		

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
吉田町内道路舗装修繕事業	千円 101,200	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	千円 79,900	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
大幡川改修事業	14,100	"	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	7,900	"	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)